

大川広域行政組合火災予防条例施行規則

〔 昭和49年11月 1日
規 則 第 12 号 〕

改正	昭和55年 3月 1日規則第 3号	昭和59年 3月28日規則第 1号
	昭和61年 3月 3日規則第 1号	平成 2年 3月15日規則第 1号
	平成 4年 2月15日規則第 1号	平成 7年 4月 3日規則第 7号
	平成11年 9月27日規則第11号	平成15年 4月 1日規則第 3号
	平成16年 3月24日規則第 1号	平成17年10月 6日規則第17号
	平成24年 9月28日規則第 3号	平成26年 7月30日規則第 5号
	平成28年 5月31日規則第 7号	平成31年 3月29日規則第 5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合火災予防条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識類)

第2条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項、第3項及び第4項、第31条の2第2項第1号、第33条第3項、第34条第2項第1号並びに第39条第4号の規定に基づく標識類は、別表に定める寸法及び色によらなければならない。

(危険物品等)

第2条の2 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第1号の申請書により申請しなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）別表第1に掲げる危険物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4に掲げるもののうち、これらに類するもの
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火

2 消防長は、前項の申請を承認した時は、申請書の1部に受付印を押し、申請者に通知するものとする。

(屋外催しに係る防火管理)

第2条の3 条例第42条の2第3項の規定に基づく指定催しの指定の通知は、様式第2号の1の通知書によつて行うものとする。

第2条の4 条例第42条の3第2項の規定に基づく指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の届出は、様式第2号の2の届出書によつて行わなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出)

第3条 条例第43条の規定に基づく防火対象物の使用開始の届出は、様式第3号及び様式第3号の2の届出書によつて行わなければならない。

(熱風炉、炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備及び放電加工機の設置届出)

第4条 条例第44条第1号から第8の2までの規定による熱風炉、炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備及び放電加工機の設置届出は、様式第4号の届出書によつて行わなければならない。

(変電設備、燃料電池発電設備、発電設備及び蓄電池設備の設置届出)

第4条の2 条例第44条第9号から第12号までの規定による変電設備、燃料電池発電設備、発電設備及び蓄電池設備の設置届出は、様式第5号の届出書によつて行わなければならない。

(ネオン管灯設備設置届出)

第4条の3 条例第44条第13号の規定によるネオン管灯設備の設置届出は、様式第6号の届出書によつて行わなければならない。

(水素ガスを充てんする気球の設置届出)

第4条の4 条例第44条第14号の規定による水素ガスを充てんする気球の設置届出は、様式第7号の届出書によつて行わなければならない。

(火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出)

第4条の5 条例第45条第1号の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出は、様式第8号の届出書によつて行わなければならない。ただし、消防長が認めるものについては、口頭又は電話をもつてこれに代えることができる。

(煙火打上げ又は仕掛け届出)

第4条の6 条例第45条第2号の規定による煙火の打上げ又は仕掛けの届出は、様式第9号の届出書によつて行わなければならない。

(催物開催届出)

第4条の7 条例第45条第3号の規定による劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物開催の届出は、様式第10号の届出書によつて行わなければならない。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、検査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、副本に様式第11号の届出済印を押して届出者に交付するものとする。

(水道の断水又は減水届出)

第4条の8 条例第45条第4号の規定による水道の断水又は減水の届出は、様式第12号の届出書によつて行わなければならない。ただし、消防署長が認めるものについては、口頭又は電話をもつてこれに代えることができる。

(道路工事届出)

第4条の9 条例第45条第5号の規定による消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事の届出は、様式第13号の届出書によつて行わなければならない。

(露店等の開設届出)

第4条の10 条例第45条第6号の規定による露店等の開設の届出は、様式第14号の届出書によつて行わなければならない。

(指定洞道等の届出)

第5条 条例第45条の2の規定による指定洞道等の届出は、様式第15号の届出書によつて行わなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出等)

第6条 条例第46条第1項の規定による指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及び条例別表第8に定める数量の5倍以上(可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上)の指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出は、様式第16号の届出書によつて行わなければならない。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、検査を行い、条例に定める貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合するものであるときは、副本に様式第11号の届出済印を押して届出者に交付するものとする。

3 条例第46条第2項の規定による貯蔵及び取扱いの廃止の届出は、様式第17号の届出書によつて行わなければならない。

(タンクの水張検査等の申請)

第7条 条例第47条の規定によるタンクの水張検査等の申請は、様式第18号の申請書によつて行わなければならない。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号又は第31条の6第2項第2号に定める技術上の基準(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)に適合するものであるときは、様式第19号の水張・水圧検査済証を申請者に交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第8条 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第9条 条例第48条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から30日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、大川広域消防本部ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反がみとめられた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年11月1日から施行する。
- 2 火災予防条例施行規則（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第10号）は、廃止する。

附 則（昭和55年3月1日規則第3号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日規則第1号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月3日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月15日規則第1号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年2月15日規則第1号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年4月3日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月27日規則第11号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月6日規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。ただし、第2条に規定する改正後の大川広域行政組合火災予防条例施行規則は平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成24年9月28日規則第3号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年7月30日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成28年5月31日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日規則第5号）

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

根拠条文	標識類の種類		規制事項			
			色		寸法	
			地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上
大川広域行政組合火災予防条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第12号。以下「条例」という。）第8条の3第1項及び第3項	燃料電池発電設備	である旨を表示した標識	白	黒	15	30
条例第11条第1項第5号及び第3項	変電設備					
条例第11条の2第2項	急速充電設備					
条例第12条第2項及び第3項	発電設備					
条例第13条第2項及び第4項	蓄電池設備					
条例第17条第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の表示	赤	白	30	60	
条例第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	赤	白	25	50	
条例第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	白	黒	30	10	
条例第31条の2第2項第1号	危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	白	黒	30	60	
	危険物又は可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては、反射性を有する材料でそれぞれ「危」又は「指定可燃物」と表示した標識	黒	黄	30	30	
	危険物又は指定可燃物の類、品名、最大数量等を表示した掲示板	白	黒	30	60	

条例第33条第3項	第1類の危険物のうち、アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。）にあつては、「禁水」と表示した掲示板	青	白	30	60
	第2類の危険物（引火性固体を除く。）又は綿花類等にあつては、「火気注意」と表示した掲示板	赤	白	30	60
第34条第2項第1号	第2類の危険物のうち、引火性固体、自然発火性物品（令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。）、第4類及び第5類の危険物又は可燃性液体類等にあつては、「火気厳禁」と表示した掲示板	赤	白	30	60
条例第39条第4号	定員表示板	白	黒	30	25
	満員札	赤	白	50	25

様式第1号（第2条の2関係）

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
大川広域消防長 殿			
申請者			
住 所 (電話 番)			
氏 名 ⑩			
大川広域行政組合火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所での禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
防火対象物 又は場所	所在地	電話 番	
	名称	用 途	
	関係者住所		
	氏 名		
指定場所	指定番号	指定月日	
	席	階の用途	
	名称	場所の用途	
	構造	内部の仕上	
解除を受けようとする 行 為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理 由		
	内 容		
行 為 者	住 所		
	職 業		
	氏 名	(年齢 歳) 男・女	
火災予防上講じた措置			
※ 受 付		※ 経 過	
		承認年月日 年 月 日	
		承認番号 第 号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 3 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年齢、性別等を記載した書類を添付すること。
- 4 ※欄には、記入しないこと。

様式第2号の1（第2条の3関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

（催しを主催する者） 殿

大川広域消防長



大川広域行政組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服がある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大川広域行政組合管理者に対して審査請求することができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大川広域行政組合を被告として指定の取り消しの訴えを提起することができる（起訴において大川広域行政組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に大川広域行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第3号（第3条関係）

防火対象物使用開始届出書

①

年 月 日					
大川広域消防長 殿					
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩					
所 在 地		電 話 番			
名 称		主 要 用 途			
建築確認年月日		建築確認番号		第 号	
※ 消防同意年月日		※ 消防同意番号		第 号	
工事着手 年 月 日		工事完了(予定) 年 月 日		使用開始(予定) 年 月 日	
他の法令による 許 (認) 可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延面積	m ²
従業員数		公開時間又 は従業時間			
屋外消火栓、動力 消防ポンプ及び消 防用水の概要					
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

②

防火対象物棟別概要 (第号)	用 途		構 造					
	種類 階別	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第2号の2防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

様式第3号の2（第3条関係）

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種類 階別	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の要 概
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途		構 造					
	種類 階別	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の要 概
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
		階						
		階						
		階						
		階						
		階						
	計							

様式第4号（第4条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備及び放電加工機

設置届出書

年 月 日					
大川広域消防長 殿					
届出者					
住所 (電話 番)					
氏名 ⑩					
防火 対象 物	所在地	電話 番			
	名称	主要用途			
設 置 場 所	用途	床面積	m ²	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	
	構造	階層			
届 出 設 備	設備の種類				
	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日		
	設備の概要				
	使用する 燃料・熱源 ・加工液		種類	使用量	
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工 事 施 工 者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第5号（第4条の2関係）

変電設備
燃料電池発電設備
発電設備
蓄電池設備

設置届出書

年 月 日					
大川広域消防長 殿					
届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩					
防火 対象物	所在地	電話 番			
	名称		用途		
設 置 場 所	構 造		場 所		床 面 積
			屋内 (階)、屋外		m ²
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備
届 出 設 備	電 圧	V		全出力又は 定格容量	kw AH・セル
	着工 (予定) 年 月 日			竣工 (予定) 年 月 日	
	設置の概要	種 別	キュービクル式 (屋内・屋外)・その他		
主任技術者氏名					
工 事 施 工 者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては1次電圧と2次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第6号（第4条の3関係）

ネオン管灯設備設置届出書

		年 月 日	
大川広域消防長 殿		届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩	
防火 対象物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
届 出 設 備	設備容量		
	着工（予定） 年 月 日	竣工（予定） 年 月 日	
	設備の概要		
工事施工者	住所	電話 番	
	氏名		
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第7号（第4条の4関係）

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日									
大川広域消防長 殿									
届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩									
設置者 請負者	住所		電話 番						
	氏名								
看視人氏名		ほか 人							
設置期間	掲揚		から まで						
	けい留		から まで						
設置目的									
設置場所	所在地								
	地上又は 屋上の別		用途		立入禁止 の方法				
充てん又は作業の方法			日時		場所				
			方法		ガス置場				
構造	気球 型		直径		材質				
			体積		厚さ				
	掲鋼		材質		太さ				
	電飾	電球の定格 電圧		灯数		配線方法		直列・並列	
電線の種類									
総重量							その他 必要事項		
支持方法	掲揚								
	けい留								
※ 受付欄					※ 経過欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第8号（第4条の5関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎
届出書
を発するおそれのある行為の

年 月 日	
大川広域消防長 殿	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
発生予定日時	から まで
発生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目的	
その他 必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第9号（第4条の6関係）

煙火 仕上げ 届出書
仕掛け

年 月 日	
大川広域消防長 殿	
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
仕上げ 仕掛け 予定日時	から まで
仕上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
仕上げ に直接従事す 仕掛け る責任者の氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 仕上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第10号(正)(第4条の7関係)

催物開催届出書

年 月 日			
大川広域消防長 殿			
届出者			
住所 (電話 番)			
氏名 ⑩			
防火対象物	所在地	電話 番	
	名称	本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要		
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	
防火管理者氏名			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第10号(副)(第4条の7関係)

催物開催届出書

				年 月 日	
大川広域消防長 殿				届出者	
				住所 (電話 番)	
				氏名 ⑩	
防火対象物	所在地	電話 番			
	名称		本来の用途		
使用箇所	位置	面積		客席の構造	
		m ²			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
使用目的					
使用期間		開催時間			
収容人員	名		避難誘導及び消火活動に従事できる人員		
防火管理者氏名					
その他必要な事項					
※ 届出済印押印欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第13号（第4条の9関係）

道路工事届出書

年 月 日	
大川広域消防長 殿	
届出者 住 所 氏 名	
(電話 番) ⑩	
工 事 予 定 日 時	から まで
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

様式第14号（第4条の10関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
大川広域消防長 殿			
届出者 住所 氏名			
(電話 番) ⑩			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第15号（第5条関係）

指定洞道等届出書（新規・変更）

		年 月 日
大川広域消防長 殿		届出者 事業所名 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

様式第16号(正)(第6条関係)

少量危険物 貯蔵 届出書
 指定可燃物 取扱

年 月 日			
大川広域消防長 殿			
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 (印)			
貯蔵又は取扱いの 場所	所 在 地	電 話 番	
	名 称		
類、品名(指定数量)及び最大数量	類	品 名 (指定数量)	最大貯蔵数量又は 1日最大取扱数量
		()	
貯蔵又は取扱方法 の概要			
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要			
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期間			
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)欄には、当該危険物の指定数量が品名の記入のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱場所の見取図及び当該施設的设计図書を添付すること。

様式第16号(副)(第6条関係)

少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱

年 月 日			
大川広域消防長 殿			
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 (印)			
貯蔵又は取扱いの 場所	所 在 地	電 話 番	
	名 称		
類、品名(指定数量)及び最大数量	類	品 名 (指定数量)	最大貯蔵数量又は 1日最大取扱数量
		()	
貯蔵又は取扱方法 の概要			
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要			
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期間			
その他必要な事項			
※ 届 出 済 印 押 印 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)欄には、当該危険物の指定数量が品名の記入のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱場所の見取図及び当該施設的设计図書を添付すること。

様式第17号（第6条関係）

少量危険物 貯蔵 廃止届出書
 指定可燃物 取扱

大川広域消防長 殿		年 月 日
届出者 住 所 氏 名		(電話 番) ⑩
貯蔵又は取扱場 所	所 在 地	電 話 番
	名 称	
届出年月日及び 番号	年 月 日 届 第 号	
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日	年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第18号（第7条関係）

水張・水圧検査申請書

		年 月 日	
大川広域消防長 殿		申請者 住所 (電話 番) 氏名 ⑩	
大川広域行政組合火災予防条例第47条の規定に基づく検査を受けたいので、次のとおり申請します。			
設置場所	所在地	電話 番	
	名称		
タンク構造	形状	容量	L
	寸法	mm	
	材質記号及び板厚		
タンクの最大常用圧力		k Pa	
水張又は水圧検査の別			
製造者及び製造年月日			
検査希望年月日		年 月 日	
※ 受付欄		※ 経過欄	
		※ 手数料欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 タンクの構造明細書を添付すること。

様式第19号（正）（第7条関係）

水張・水圧検査済証

大川広域行政組合火災予防条例第47条の規定に基づく検査の結果は、次のとおりです。

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンクの構造	形状		容量	L
	寸法	mm		
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日				
タンク検査番号 第 号 年 月 日 大川広域消防長 印				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第19号（副）（第7条関係）

水張・水圧検査済証	
検査圧力	kPa
検査番号	第 号
検査年月日	年 月 日
大川広域消防本部	

- 備考 1 縦5センチメートル、横7センチメートルの金属板とすること。
 2 この検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。